蘭越町学習者用情報機器端末等貸与要綱

令和４年３月３０日
蘭越町教育委員会告示第５号

（目的）

第１条　この要綱は、蘭越町立小中学校及び北海道蘭越高等学校（以下「町立学校等」という。）に在籍する児童生徒に対する学習者用情報機器端末等の貸与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「学習者用情報機器端末等」とは、町立学校等での学習活動に必要不可欠な教材・教具として使用するためのタブレット型情報端末及びインターネット通信に必要な通信機器をいう。

（貸与物品）

第３条　この要綱により貸与を行う物品（以下「貸与物品」という。）は、学習者用タブレット端末本体とその付属品及びモバイルルーター本体とその付属品（以下「モバイルルーター」という。）とする。

（貸与対象者）

第４条　貸与物品の貸与を受けることができる者は、町立学校等に在籍する児童生徒とする。ただし、モバイルルーターの貸与を受けることができる者は、蘭越町立小中学校に在籍する児童生徒の家庭等においてインターネット通信が困難であると蘭越町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める者とする。

（管理）

第５条　町立学校等の長（以下「校長」という。）は貸与状況を常に明らかにするために学習者用情報機器端末等貸与管理台帳（様式第１号。以下「管理台帳」という。）を備え、少なくとも学期に１回、貸与物品の所在を確認のうえ、これに記載するものとする。

２　教育委員会は校長に、学校における貸与に関する事務を行わせるものとする。

３　校長は、貸与状況に変更が生じたときは、管理台帳に記載するものとする。

（貸与期間）

第６条　貸与物品の貸与期間は、貸与を決定した日から各町立学校等の卒業認定日前３月以内で校長が定める日（以下「貸与期間終了日」という。）までとする。

（貸与に係る費用）

第７条　貸与物品の貸与に係る費用は、無償とする。

（貸与申請）

第８条　貸与物品の貸与を受けようとする者は、学習者用情報機器端末等貸与申請書兼同意書（様式第２号）を教育委員会に提出しなければならない。

２　教育委員会は、前項の申請書兼同意書の提出を受け、これを審査し、適当と認めたときは、貸与を決定するものとする。

（貸与物品の変更）

第９条　校長は、必要があると認めるときは、前条第２項の規定により貸与を受けた者（以下「使用者」という。）に貸与した貸与物品を変更することができる。

（貸与物品の取扱）

第 10 条　使用者は、貸与物品について細心の注意を払って管理しなければならない。

２　使用者は、次に挙げる行為をしてはならない。

（１）貸与物品を使用者以外の者（保護者（親権者又は未成年後見人）及び使用者を指導する教職員を除く。）に使用させ、又は転貸すること。

（２）貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損すること。

（３）貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。

（４）貸与物品を町立学校等の学習活動以外に使用すること。

（５）貸与物品を利用し、使用者以外の者に対して危害を加えること。

（６）教育委員会及び校長が定める学習者用情報機器端末等の取扱いルール等に反する行為を行うこと。

（７）その他学習者用情報機器端末の貸与の目的に反すること。

３　使用者は、教育委員会又は校長から貸与物品の管理運営に当たり必要な指示があったときは、その指示に従わなければならない。

（遵守事項）

第 11 条　前条の規定によるもののほか、使用者は、次に挙げる事項を遵守しなければならない。

（１）貸与物品を用いたデータ等の受発信について、使用者の責任において行うこと。

（２）必要に応じて、教育委員会又は校長が貸与物品の利用履歴（インターネットの利用履歴を含む。）を確認することに同意すること。

（充電及びインターネット通信に係る経費）

第 12 条　使用者は、貸与物品の使用に当たり、次に掲げる経費を負担しなければならない。

（１）在籍する町立学校等以外の場所における貸与物品の充電に係る経費

（２）使用者の家庭等でのインターネット通信環境を使用する場合のインターネット通信に係る経費

（紛失・盗難又は毀損の届出）

第 13 条　使用者は、貸与物品の紛失・盗難があったとき又は貸与物品が毀損したときは、直ちに学校に報告するとともに、学校情報機器端末等紛失・盗難・毀損届（様式第３号）を校長に提出しなければならない。

２　校長は、貸与物品の紛失・盗難があったとき又は貸与物品の毀損があったときは、直ちに詳細を調べ、すみやかに教育委員会に報告しなければならない。

３　第１項の場合において、当該事由が使用者の故意または重大な過失によるものと認められるときは、使用者がその現品又は対価を弁償しなければならない。

（損害賠償）

第 14 条　使用者は、貸与物品の使用に当たり、使用者の責に帰すべき理由により教育委員会又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

３　貸与物品の使用に当たり、使用者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、教育委員会は、その責任を負わないものとする。

（貸与決定の取消し）

第 15 条　校長は、第６条に規定する貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与の決定を取り消すものとする。

（１）使用者が町立学校等に在籍しなくなったとき。

（２）使用者が第 10 条及び第 11 条の規定に違反したとき。

（３）貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

（貸与物品の返却）

第 16 条　使用者は、貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。

２　使用者は、前条の規定により貸与の決定を取り消されたときは、校長が定める日までに、貸与物品を返却しなければならない。

３　使用者は、貸与物品を前２項の規定により返却を要する日までに返却せず、校長が再度返却を求めた期日にも返却しないときは、貸与物品の価額を弁償しなければならない。

４　校長は、第１項又は第２項の規定により貸与物品が返却されたときは、管理台帳に記載し、当該貸与物品が正常に作動すること及び毀損箇所がないことを確認するものとする。

（連帯保証）

第 17 条　使用者の保護者（親権者又は未成年後見人）は、第 10 条から第 14 条まで及び前条の規定により使用者が負担すべき一切の責務について当該使用者に連帯して保証しなければならない。

（事務手続の代行）

第 18 条　貸与物品の貸与に関する事務は、所属職員のうちから校長が指名した者に行わせることができる。

（その他）

第 19 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

様式第１号

学習者用情報機器端末等貸与管理台帳

管理番号	児童生徒氏名	機器管理番号	貸与日	返却日	備考（貸与附属品）

様式第２号

学習者用情報機器端末等貸与申請書兼同意書

年　　月　　日

蘭越町学習者用情報機器端末等貸与要綱第７条の規定により、次のとおり学習者用情報機器端末等の貸与を申請します。

なお、貸与物品の使用にあたっては、裏面の学習者用情報機器端末等貸与条件に同意します。

保護者（申込者）	ふりがな	
	氏　名	
	住　所	
	連絡先	電話番号
児童生徒（貸与対象者）	ふりがな	
	氏　名	
	在籍校	学校　　年　　組
貸与申込機器 （希望する機器に☑印）		□　学習者用タブレット端末
		モバイルルーター □　（インターネット通信環境がない町立小中学校児童生徒の家庭のみ対象）

事務処理欄（この欄には記入しないでください）

機器管理番号	学習者用タブレット端末	
	モバイルルーター	
（備考）		

（裏面）

学習者用情報機器端末等貸与条件

1 申請者は、その貸与を受けた時から貸与物品について保管管理などの義務を負うものとする。
2 貸与物品の利用に当たっては、申請者は次に掲げる行為をしてはならない。
(1) 貸与物品を貸与対象者以外に使用させ、又は転貸すること。
(2) 貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損すること。
(3) 貸与物品を学校の学習活動以外に使用すること。
(4) 貸与物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
(5) 蘭越町教育委員会及び校長の許可なくソフト(アプリケーション)をインストール又はアンインストールすること。
(6) 蘭越町教育委員会が別に定める「学習者用タブレット端末等活用のルール」及び学校が別に定める使用に関するきまり等に反する行為を行うこと。
3 申請者は、蘭越町(蘭越町教育委員会)又は学校から貸与物品の管理及び使用にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
4 学校外での学習者用情報機器端末等の充電に係る経費は申請者の負担とする。
5 モバイルルーターの通信に係る契約事務手数料、通信料は申請者の負担とする。
6 申請者は、貸与物品を亡失したとき又は貸与物品が損傷したときは、速やかに学校に報告するとともに、「学校情報機器端末等紛失・盗難・毀損届(様式第３号)」を提出しなければならない。
7 申請者の故意又は重大な過失により貸与物品を亡失したり損傷を及ぼしたりした場合は、申請者が修繕費等の原状に復旧する費用を負担するものとする。
8 申請者は貸与物品の使用に当たり、申請者の責めに帰すべき理由により蘭越町(蘭越町教育委員会)又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。
9 蘭越町(蘭越町教育委員会)又は学校は、蘭越町(蘭越町教育委員会)又は学校が意図しない貸与物品の利用により申請者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
10 貸与対象者が次に掲げる事項に該当するときは、貸与決定を取り消す場合がある。この場合において、申請者は校長が別に定める日までに貸与物品を返却しなければならない。
(1) 貸与対象者が休学等により長期に登校しないこととなったとき。
(2) 貸与対象者が貸与決定時に在籍していた学校の児童生徒でなくなったとき。
(3) 申請者が学習者用情報機器端末等貸与条件１及び２の条件に違反したとき。
(4) その他貸与物品の管理及び使用において、特別な事情が生じたとき。
11 申請者は貸与期間が満了したときその他返却の事由が生じたときは、校長が別に定める日までに貸与物品を返却しなければならない。
12 申請者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
13 その他、学習者用情報機器端末等の利用に際しては、蘭越町(蘭越町教育委員会)又は学校の指示に従うものとする。

様式第３号

学校情報機器端末等紛失・盗難・毀損届

区　分 （該当に〇印）	紛失　・　盗難　・　毀損
対　象 （該当に〇印）	学習者用タブレット［機器管理番号：　　］ 本体　・　ＡＣアダプター　・その他（　　）
	モバイルルーター　［機器管理番号：　　］ 本体　・　ＡＣアダプター
発生年月日	年　　月　　日
理由及びその状況並びに今後の対応（できるだけ詳細に記載してください）	
上記のとおり貸与物品を（紛失・盗難・毀損）しましたので報告します。 年　　月　　日 学校長　様 児童・生徒　　学校　　年　　組 氏名 保護者氏名 住所	

＊盗難の場合は、警察に盗難届を提出し、その証明書を添付してください。